# 湖西市の人事行政の運営状況について

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年湖西市条例第9号)第4条の規定により、職員の給与などについて公表します。

### 1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

	\		区分	職	j	į	数	対前年	主な増減理由
部	門			平成2	23年	平成2	2年	増減	土は指拠珪田
	議		Ê	5	人	5	人	0 人	
	総		矜	81	人	83	人	2 人	支所業務の統合縮小
	税		矜	3 22	人	20	人	2 人	業務量に見合った増員配置
般	民		生	77	人	76	人	1 人	正規保育士の増員
一行	衛		生	38	人	45	人	7 人	新居焼却場の廃止、アメニティブラザの指定管理者導入
政部	労		偅	2	人	2	人	0 人	
門門	農	林	水	7	人	7	人	0 人	
	商		J	7	人	7	人	0 人	
	土		オ	43	人	41	人	2 人	県及び環境財団への職員派遣
	小		言	282	人	286	人	4 人	
特別	教		首	116	人	120	人	4 人	園児数の減少による幼稚園教諭の減員
行政	消		阞	ī 88	人	88	人	0 人	
部 門	小		計	204	人	208	人	4 人	
公営	病		ß	177	人	176	人	1 人	看護体制の充実
企業	水		追	13	人	13	人	0 人	
公営企業等会計	下	水	追	12	人	12	人	0 人	
計	そ	の	ft.	25	人	26	人	1 人	介護保険事業の事務統合
部 門	小		言	227	人	227	人	0 人	
級	i ii	合	計	713	人	721	人	8 人	

### (2) 採用及び退職の状況(平成22年度)

増 員(人)					減	員	(人)	)	
採用	丰λ	合計		退  職				転出	合計
休用	型人		定年	勧奨	普通	死亡	計	料山山	ㅁ莭
32	1	33	11	9	19	0	39	2	41

- 1 採用は、平成22年4月2日から平成23年4月1日の間に採用した者の人数です。
- 2 退職は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に退職した者の人数です。
- 3 転入・転出は、県及び県教育委員会との間の異動人数です。

### (3) 採用試験の実施状況(平成22年度)

職	種	採用予定数	久	申込者数(女性)	受験者数(女性)	採用者数(女性)	倍	率	
一般	行政職	12 ,	人	177 (67) 人	152 (59) 人	10 (4) 人	19	5.2	倍
保	健師	1 ,	人	8 (8) 人	7 (7) 人	1 (1) 人	-	7.0	倍
幼稚	園教諭	4 ,	人	20 (19) 人	17 (16) 人	5 (5)人	;	3.4	倍
消防	j 吏 員	1 ,	人	40 (1) 人	33 (0) 人	2 (2) 人	10	6.5	倍
病院	看護師	5 ,	人	2 (2) 人	2 (2) 人	2 (2) 人		1.0	倍
訪問看	護看護師	1 ,	人	2 (2) 人	2 (2) 人	1 (1) 人		2.0	倍

随時行った病院勤務職員採用試験は除きます。

## 2 給与の状況

# (1) 人件費の状況(平成22年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (H23.3.31現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度人件費率
58,931 人	21,287,539 千円	4,235,023 千円	19.9 %	14.9 %

非常勤職員にかかる人件費を除きます。

### (2) 職員給与費の状況(平成23年度一般会計当初予算)

職員数	,		1人当たり			
哦貝奴 <i>f</i>	4	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費B/A
510 人		1,921,676 千円	482,699 千円	705,313 千円	3,109,688 千日	9 6,097 千円

職員手当には退職手当を含みません。

#### (3) 平均給料月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	338,570 円	43歳 5月
技能労務職	244,764 円	49歳 5月

## (4) 初任給の状況(平成23年4月1日現在)

X	分	湖西市	国
	大学卒	479 900 III	種 181,200 円
一般行政職	人子平	178,800 円	種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,200 円

### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

X	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
向几~二元万形址	大学卒	271,250 円	312,200 円	366,200 円
一般行政職	高校卒	円	271,500 円	342,500 円

経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、 採用後の年数に加算した年数です。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	28 人	9.9 %
2級	副主任	21 人	7.5 %
3級	主任	55 人	19.5 %
4級	主査	63 人	22.4 %
5級	係長、主任主査	39 人	13.8 %
6級	課長代理、主幹	24 人	8.5 %
7級	課長、参事	41 人	14.5 %
8級	部長	11 人	3.9 %
計		282 人	100.0 %

- 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
- 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## (7) 期末・勤勉手当の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:月分)

区分		湖西市		国			
	期末手当	勤勉手当	計	<u>=</u>			
6月期	1.225	0.675	1.900				
12月期	1.375	0.675	2.050	湖西市と同じ			
計	2.600	1.350	3.950				
職制上の段階	職制上の段階、職務の級により加算措置(0~15%)があります。						

# (8) 退職手当の状況(平成23年4月1日現在)

区分	湖	市	国
	自己都合	勧奨・定年	<b>1</b>
勤 続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	
勤 続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	湖西市と同じ
勤 続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	かは II と ID O
最高限度	59.28 月分	59.28 月分	
1人当たり	16,408 千円	勧奨 29,722 千円	
平均支給額	10,406 下门	定年 23,940 千円	

<sup>1</sup>人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

# (9) その他の主な手当の内容

## ア 地域手当の状況 (平成22年度一般会計決算)

支給 率	3.0 %
1人当たりの平均支給年額	119 千円

## イ 特殊勤務手当の状況(平成22年度一般会計決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	20.3	%
支給職員1人当たりの平均支給年額	20,401	田
手当の種類 (手当数)	15	種類

消防勤務職員に係る特殊勤務手当を除きます。

# ウ 時間外勤務手当の状況(平成22年度一般会計決算)

支給総額	151,054 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	376 千円

時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

### Ⅰ 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況(平成23年4月1日現在)

区分	湖西市		国
扶	・配偶者	13,000円	
17	・配偶者以外の扶養親族		
養	1人目		
	(配偶者がいる職員)	6,500円	湖西市と同じ
手	(配偶者がいない職員)	11,000円	
	2人目以降(1人につき)	6,500円	
当	満16歳の年度初めから満22歳 の年度末までの子(1人につき)	5,000円	
	借家・借間に居住し、月額12,000円 家賃・間代を支払っている職員に支		
/ <del>-</del>	・家賃・間代が月額23,000円を超え		
住	月額 - 12,000円	. 6 V 140.只	
居	・ 家賃・間代が月額23,000円を超え	2   神呂	湖西市と同じ
手	(月額 - 23,000円) ÷ 2 + 1		WELL CLI O
当	,	11,000[]	
	<支給限度額は27,000円>		
	持家に居住し世帯主である者に支	を給していた	
	住居手当は平成23年度から廃止		

				1	
	〔交通機関利用者〕		〔交通機関利用者〕		
	・ 通勤に要する運賃の額に相当す	る額	・ 通勤に要する運賃の額に相当する額		
	<支給限度額は1か月当たり55,0	00円>	<支給限度額は1か月当たり55,000円	>	
	〔交通用具使用者〕		〔交通用具使用者〕		
	・片道 2km以上 4km未満	3,300円	・片道 5km未満	2,000円	
	・片道 4km以上 6km未満	5,400円	・片道 5km以上 10km未満	4,100円	
通	・片道 6km以上 8km未満	6,200円	・片道10km以上 15km未満	6,500円	
	・片道 8km以上 10km未満	7,700円	・片道15km以上 20km未満	8,900円	
勤	・片道10km以上 15km未満	9,500円	・片道20km以上 25km未満	11,300円	
	・片道15km以上 20km未満 11,600円		・片道25km以上 30km未満	13,700円	
	・片道20km以上 25km未満	13,900円	・片道30km以上 35km未満	16,100円	
手	・片道25km以上 30km未満	16,200円	・片道35km以上 40km未満	18,500円	
	・片道30km以上 35km未満	18,500円	片道40km以上 45km未満	20,900円	
当	・片道35km以上 40km未満	20,800円	・片道45km以上 50km未満	21,800円	
	・片道40km以上	23,100円	・片道50km以上 55km未満	22,700円	
	- 交通用具とは自動車、原動機	付の用具、	・片道55km以上 60km未満	23,600円	
	自転車をいう。		・片道60km以上	24,500円	
	〔交通機関と交通用具の併用者〕		〔交通機関と交通用具の併用者〕		
	・上記の計算により各々算出した	額を加算	・ 上記の計算により各々算出した額を加算		
	<支給限度額は1か月当たり55,0	00円>	<支給限度額は1か月当たり55,000	円>	

# (10) 特別職等の給与等の状況(平成23年4月1日現在)

▽ △ 松料日회			期末手当の算出方法と支給額				
区 分		給料月額	6)	6月期		12月期	
	市長	870,000 円	給料月額	1,900,950 円	給料月額	2,051,025 円	3,951,975 円
給 料	副市長	705,000 円	×1.15 (加算率)	1,540,425 円	×1.15 (加算率)	1,662,037 円	3,202,462 円
	教育長	640,000 円	×1.90 (支給割合)	1,398,400 円	×2.05 (支給割合)	1,508,800 円	2,907,200 円
	市長	870,000 ×	500/100	= 4,350,000	円 × 在	職年数	
退職	ען עוו	ただし、	現市長におり	ハては不支給			
手当	副市長	705,000 ×	300/100	= 2,115,000	円 × 在	職年数	
	教育長	640,000 ×	220/100	= 1,408,000	円 × 在	職年数	

## 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

# (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間 開始時刻		終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

# (2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況(平成22年)

内	容	1人当たり平均使用	日数
1年に最高20日間を 前年からの繰越を		7.6	日

# (3) その他の主な休暇制度の状況(平成23年4月1日現在)

	休暇の種類	事	由	日数又は期間	給料	
	病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養す		公務上の傷病の場合、やむを 得ないと認められる必要最小 限度の期間		
	7/ <u>0</u> / X (	必要がある場合		私傷病の場合、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間		
	公民権行使のため の休暇	職員が選挙権そ を行使する場合	·の他公民として権利 ·	必要と認められる期間		
	証人等として出頭 人等として国		証人、鑑定人、参考 、裁判所、地方公共 他官公署へ出頭する	必要と認められる期間		
4+	骨髄液の提供のた めの休暇	職員が骨髄液の提供希望者として登 録の申出を行い、又は骨髄液を提供 する場合		必要と認められる期間		
特	ボランティア休暇			1暦年につき5日の範囲内の期 間	有給	
別	結婚休暇	職員が結婚する	場合	連続する5日の範囲内の期間		
休	産前休暇	女性職員が8週間 定である場合	間以内に出産する予	出産の日までの申し出た期間		
暇	産後休暇	女性職員が出産	した場合	出産の日の翌日から8週間を経 過する日までの期間		
	生児保育休暇	生後1年に達し7 性職員が授乳等	ない生児を育てる女 を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期 間		
	妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添 等のため勤務しないことが相当であ る場合		2日の範囲内の期間		
	子の養育休暇	から8週間を経済 小学校就学前の	予定日8週間前の日 過するまでの日で、 子を養育するため勤 相当である場合	5日の範囲内の期間		

	妊産婦の健診通院 休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間(ただし、回数制限あり)	
特	子の看護休暇	小学校就学前の子を看護するため勤 務しないことが相当である場合	1暦年につき5日(小学校就学始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間	
別	短期介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営む のに支障がある者(要介護者)の世話 を行う場合	1暦年において5日(要介護者が 2人以上の場合は10日)の範囲 内の期間	
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの 範囲内の期間	有給
休	父母の祭日の法要 休暇	職員が父母の追悼にための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	
暇	夏季休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭 生活の充実のため勤務しないことが 相当である場合		
	生理休暇	生理に有害な職務及び生理日におい て勤務することが困難である場合	2日以内でその都度必要と認め られる期間	
	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	連続する6か月の期間内で必要 と認められる期間	無給
	組合休暇	任命権者の許可を得て、職員団体の 業務又は活動に従事する場合	1暦年につき30日を超えない範 囲内で必要と認められる期間	

取得要件等は、「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

# (4) 育児休業制度及び取得の状況(平成22年度)

制度の区分	制度の区分 内 容		給 料
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達するまで育児休業をすることができる	子が3歳に達するまで の任命権者の承認を受 けた期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、決められた勤務形態の中の 希望の勤務形態で勤務することができる	子が小学校就学の始期 に達するまでの任命権 者の承認を受けた期間 (1年を限度とし、延長 可能)	勤務形態に より調整
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務をしないことができる	子が小学校就学の始期 に達するまでの任命権 者の承認を受けた期間	勤務しない 部分は無給

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	
男性	0 人	0 人	0 人	
女 性	17 人	6 人	0 人	
合 計	17 人	6 人	0 人	

当該年度に新たに育児休業、育児短時間勤務、部分休業の承認を受けた人数です。

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

# (1) 分限処分者数(平成22年度)

	区分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
4	処分者数	0 人	1 人	3 人	0 人	4 人

分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

## (2) 懲戒処分者数(平成22年度)

区分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人

懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

## 5 服務の状況

### (1) 服務規律遵守のための取り組み(平成22年度)

区分	取 組 内 容			
綱紀粛正に・綱紀の保持及び交通安全意識の徹底に関する通知				
関すること・選挙における職員の服務規律の保持に関する通知				

#### (2) 営利企業等従事許可の状況(平成22年度)

許可件数		主	な	許	可	事	例
36	‡・国勢調査員及び指導員等						

上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

### 6 研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 職員研修の概要等(平成22年度)

X	区 分 実施した主な研修		受講者数
階層別研修		<ul><li>・西部4市(新規採用・初級・中級・上級職員、監督者、管理者)合同研修</li><li>・西部5市合同専門研修</li></ul>	41 人
専門	研修	・行政の危機管理講座 ・ファシリテーション講座 ・政策形成技法習得講座 ・部下支援型管理者養成講座 ・管理監督者のためのコーチング講座 ・クレーム対応講座 ・コミュニケーション能力向上講座 ・簿記講座 ・地方自治法研修 ・地方公務員法研修 ・法制執務研修 ・多文化共生マネージャー養成コース ・住民税課税事務 ・政策法務主任研修	33 人
特別	研修	・評価者研修 ・被評価者研修 ・ビジネス文書能力向上研修 ・CS向上研修 ・コンプライアンス研修	547 人
自主	研修	·通信教育研修 ·視察研修	19 人

## (2) 勤務成績の評定の概要(平成22年度)

区分	概    要
評定回数	年2回実施(基準日が3月1日の場合前年10月~2月、10月1日の場合4月~9月)
対 象 者	原則全職員(休職等で評定期間中の勤務が短い職員等を除く)
目 的	職員の能力開発、人材育成及び給与等の処遇に反映することで、適正な人事管理を 行う。
評定方法	職員の職位に応じた勤務評定票を使用し、業績・能力・態度について原則上司2名 が評定する。

平成22年度は試行。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

## (1) 定期健康診断の実施状況(平成22年度)

区分	対 象 者	対象者数	受診者数	受 診 率
基本健診	原則全職員	700 人	688 人	98.3 %
胃部 X 線 検 査	40歳以上及び40歳未満 であって希望するもの	397 人	322 人	81.1 %
VDT作業者 検 査	主にコンピュータによ る作業を行う職員	7 人	7 人	100.0 %
非常勤・ 臨時職員	社会保険加入者	211 人	210 人	99.5 %

- 1 対象者数には常勤の特別職を含みます。
- 2 未受診者については、各自が別途人間ドック等を受診しています。

# (2) 公務災害等の認定状況(平成22年度)

区分	公務災害	通勤災害	計
認定件数	13 件	3 件	16 件

### (3) その他主な福利厚生事業の概要(平成22年度)

区分	概    要		支 出 額
被服の貸与	職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、 する職員等に対して作業衣等を貸与。	現業的業務に従事	858 千円
その他	加入している静岡県市町村職員共済組合では、職気・負傷・出産・死亡・災害等に関する給付を行業」、退職者の年金や一時金等を扱う「長期給付扶養者の病気の予防と、健康増進のための保健事物資供給等を行う「福祉事業」を実施。職員で組織する湖西市役所職員互助会では、人間クラブ活動への助成等健康増進事業、貸付事業等西市役所職員互助会への公費負担は平成21年度よ	「短期給付事は事業」、職員や被算業、貯金、貸付、 「業、貯金、貸付、」 「ドックへの助成や」で実施。なお、湖	

## 8 公平委員会の業務の状況

区分	件数(平成22年度)
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件

公平委員会は地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、次のような事務を処理します。 職員の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ること 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること